

第3部 公害の防止に関して講じた施策

第1章 公害の防止に係る基本的施策

第1節 環境管理計画の推進

大阪府環境管理計画（BIG・PLAN）は、公害対策基本法に基づく大阪地域公害防止計画（昭和47年12月策定）を包含する計画として、府公害防止条例第9条の規定に基づき、府域の自然的、社会的条件を考慮して、昭和48年9月に策定したものである。本計画は、公害防止と環境保全のための総合的、基本的な計画であつて、昭和47年度から昭和56年度までの10ヵ年にわたる長期計画であり、その特色としては、①精細な計算、解析に基づいて、大気及び水質の環境容量を算定するなど科学的な根拠に基づいて汚染を改善する手法を明らかにしたこと ②国が定めている環境基準（大気汚染、水質汚濁及び騒音）のほかに、府独自の目標を設定したこと ③自然保護を始め広く環境問題全般にわたって計画の対象としたことである。

府域における公害を抜本的に解消するため、本計画では、まず土地利用と環境汚染の関連を明らかにし、今後の土地利用に係る施策の方向を示すとともに、当面、具体的に実施していく大気汚染等いわゆる典型7公害に対する対策、廃棄物対策、自然環境の保護・回復、環境保健対策、中小企業対策、その他の環境上の障害防止対策等について、それぞれの個別施策を示している。

本計画の実施については府並びに府下市町村等が一体となってその推進に努めているところであるが、計画策定後、国においては、環境関連諸法令の改正、各種環境基準の設定、改定が行われ、また、本府においても大気清浄化計画、水質汚濁負荷量削減計画等の公害対策に係る諸計画の策定、推進を始め、下水道整備計画、産業廃棄物処理計画、公園等整備計画など環境整備の主要計画も逐次実施に移されたほか、自然環境の保全と回復に関する基本方針も設定されるなど本計画をめぐる諸情勢は大きく変化した。

このため、これらの諸情勢の変化に対応して計画当初の施策及び事業の進捗状況とその効果等をは握するとともに、今後の施策、事業の検討を実績等調査として実施し、本計画に盛り込まれた各種事業を更に具体化させるなど計画の積極的かつ円滑な推進

を図ることとしている。

また、昭和51年度には、環境管理計画の実績等調査と併せて大阪地域公害防止計画についても環境庁の委託を受けて実績等調査を実施した。

次に、環境管理計画に示す事業の実施状況をみると、計画に盛り込まれた諸事業のうち公共団体（府及び府下市町村並びに国）が主体となって講ずる施策に要する経費は、計画策定の時点において、昭和56年度までに約2兆2,100億円と見込まれており、昭和51年度までに投資された事業費の累計は約6,848億円である（表3-1-1）。

なお、全事業費の約70%を占める下水道整備事業、廃棄物処理施設整備事業及び公園緑地整備事業の事業費は、累計約4,542億円である。

表3-1-1 環境管理計画の事業費投資状況

（単位：百万円）

年度 区分		昭48	49	50	51
		事業費	計	123,258	144,903
	累計	235,086	379,989	534,839	684,817

第2節 府公害防止条例等の整備

第1 府公害防止条例改正の検討

府公害防止条例の改正の検討については、大阪府公害対策審議会の答申(昭和50年8月6日付け「大阪府公害防止条例改正の基本的方向について」)の趣旨に沿って関係法令の制定及び改正等の動向にも配慮しながら、その具体化についての検討を進めている。

第2 府公害防止条例施行規則の一部改正等

1 地下水採取量報告書様式の改正等

地下水採取量調査結果をコンピュータにより処理するため、地下水採取量調査報告書の様式を改め、併せて府公害防止条例施行規則に定める別表及び様式と本文との関係を明確にするため、関係規定の整備を行った（昭和51年大阪府規則第104号）。

2 硫黄酸化物に係る排出基準の強化等

大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）の一部改正（昭和51年総理府令第50号）により、大阪府の区域のうち、岸和田市ほか13市7町に適用される硫黄酸化物の排出基準のKの値が強化されたことに伴い、府公害対策審議会の答申（昭和51年11月5日付け「大阪府公害防止条例に基づく硫黄酸化物に係る排出基準の改正について」）に基づき府公害防止条例施行規則に定める硫黄酸化物の排出基準を強化するとともに、海洋汚染防止法（昭和45年法律第136号）の一部改正（昭和51年法律第47号）に伴い、関係規定の整備を行った（昭和51年大阪府規則第105号）。

3 産業廃棄物処理施設に係る規定の整備等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び同法施行令（昭和46年政令第300号）の一部改正（昭和51年法律第68号及び昭和52年政令第24号）により、同法に定める産業廃棄物処理施設に最終処分場が追加されたこと及び東能勢村が昭和52年4月1日付けをもって豊能町となることに伴い、関係規定の整備を行った（昭和52年大阪府規則第11号）。

4 悪臭防止法に基づく規制基準の設定等

悪臭防止法施行令（昭和47年政令第207号）の一部改正（昭和51年政令第242号）により、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）に定める規制対象物質（悪臭物質）に二硫化メチル、アセトアルデヒド及びスチレンの3物質が追加されたことに伴い、これら3物質について、大阪市を除く府下全域を規制対象地域として指定し、国の定める規制基準値の範囲の最下限値を府域における規制基準値として設定した（昭和52年大阪府告示第422号）。

第3節 府公害対策審議会及び府水質審議会における審議状況

第1 府公害対策審議会の審議状況

大阪府公害対策審議会は、公害対策基本法に基づき、大阪府における公害対策に関する基本的事項を調査審議するため設置（昭和46年3月）されたものであるが、昭和51年度におけるその開催状況は表3-1-2のとおりである。

また、同審議会では、大阪府公害対策審議会条例（昭和46年大阪府条例第2号）に基づき、昭和51年度においては、大気汚染、騒音・振動及び法制度関係の専門委員を置き、各分科会を設けて調査審議を行ったが、その状況は表3-1-3のとおりである。

表3-1-2 府公害対策審議会の開催状況（昭和51年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭51. 11. 5 （第37回）	①硫酸酸化物に係る排出基準の改正についての諮問に対する調査審議 （同日答申） ②振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方についての諮問に対する調査審議（昭和51年12月6日付けで専門委員会に調査検討を付託）
52. 2. 16 （第38回）	①振動規制のあり方に係る専門委員会の調査検討状況についての説明聴取 ②府公害防止条例改正の検討状況についての報告聴取

表3-1-3 専門委員会の開催状況（昭和51年度）

(1) 大気汚染分科会

開催年月日	審議内容	備考
昭51. 8. 28 (第9回)	①中央公害対策審議会大気部会・炭化水素に係る環境基準専門委員会報告についての説明聴取 ②大阪府炭化水素類固定発生源実態調査結果及び発生源委託測定結果の検討	「炭化水素系有害物質排出施設（炭化水素系有害物質の排出を伴う作業を含む。）に係る光化学スモッグ対策としての有効な設備基準、原料基準等の設定とそれに伴う必要な措置の検討」
52. 2. 16 (第10回)	炭化水素の排出等の現況と対策に係る中間報告のとりまとめ	（昭和49年8月30日付け付託）について、前年度に引き続き調査検討を行った。

(2) 騒音・振動分科会及び法制度分科会

開催年月日	審議内容	備考
昭51. 12. 20 (第1回騒音・振動 第1回法制度)	①諮問趣旨及び付託事項の説明聴取 ②今後の調査検討の進め方	「振動規制法の制定に伴う大阪府公害防止条例に基づく振動規制のあり方」（昭和51年12月6日付け付託）について、騒音・振動分科会では技術的検討を、法制度分科会では法的検討を行った。
52. 2. 8 (第2回騒音・振動)	①提出資料の説明聴取及び関係市町村の意見聴取 ②調査検討項目に関する総括的検討	
52. 2. 22 (第3回騒音・振動)	規制基準値の設定、規制対象地域の指定、区域及び時間の区分についての検討	

第2 府水質審議会の審議状況

大阪府水質審議会は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、大阪府における公共用水域の水質の汚濁の防止に関する重要事項を調査審議するため設置（昭和46年10月）されたものであるが、昭和51年度におけるその開催状況は表3-1-4のとおりである。

表3-1-4 府水質審議会の開催状況（昭和51年度）

開催年月日	審 議 内 容
昭51. 11. 5	審議会委員の再任に伴う会長選出
52. 2. 16	昭和52年度公共用水域の測定計画の策定についての諮問に対する調査審議（同日答申）